

公立大学法人制度の改正の方向性について（案）

1. 今回の検討の経緯について

（1）公立大学法人制度について

地方独立行政法人制度は、地方公共団体が直接行っている事務・事業のうち一定のものについて、地方公共団体とは別の法人格を有する法人を創設し、透明で自律的、弾力的な運営を行わせるとともに、適切な事後評価と見直しを行い、業務の効率性や質の向上を図ることを目的とし、地方独立行政法人法の制定により、平成16年4月に創設された。

公立大学法人制度は、地方独立行政法人制度の一類型として、地方独立行政法人法において制度化されたものである。

このことにより、地方公共団体の選択によって、公立大学の設置者を公立大学法人とすることが可能となった。

公立大学法人制度においては、国立大学法人の制度設計にならひ、大学の教育研究の特性を踏まえた特例（学長選考機関、経営審議機関、教育研究審議機関等）を設けている。【参考資料1】

（2）検討の経緯について

地方分権改革に関する地方公共団体からの提案等として、近年、公立大学法人による附属学校の設置や長期借入金等を可能とすることが求められており、今回、これらの提案を踏まえ、附属学校の設置、長期借入金の在り方について、大学分科会のご意見を伺うもの。

なお、総務省においても、地方公共団体からの上記の要望が出ていること等を踏まえ、平成27年4月、総務省に「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」が設置され、公立大学法人制度の在り方についても検討が行われている。

2. 公立大学法人による附属学校の設置について

(1) 現状

公立大学法人については、当分の間、大学及び高等専門学校以外の学校を設置することができないこととされている。一方、国立大学法人は、文部科学省令で定めるところにより国立大学の附属学校を設置することが可能となっている。【参考資料2】

これは、従来、地方公共団体が直接設置する公立大学の附属学校については、一般の公立学校と同様に、地方公共団体が設置し、教育委員会が管理しており、公立大学法人による附属学校の設置を可能とすることについては、

- ① 公立大学法人が設置する学校となる場合、教育委員会の管理から外れることとなるが、その場合の学校の管理体制の在り方
- ② 教職員の身分、採用や異動等の人事の取扱い（公立大学法人が設置する学校となる場合、当該学校の教職員が非公務員の扱いとなり、教育委員会による通常の採用・異動では対応できない）などの検討が必要な課題が存在したことから、見送られたものである。

このため、公立大学法人化以前から存在する附属学校は、名称は「〇〇大学附属」であっても、その位置付けとしては、当該公立大学法人を設立する地方公共団体が設置し、管理する学校として存続している。【参考資料3】

(2) 地方公共団体からの要望（平成27年地方分権改革提案）

兵庫県（附属中学校・高等学校を設置）及び新潟県（附属幼稚園を設置）より、大学と附属学校との一体的な教育研究組織としての効率的な運営等のため、地方公共団体が設置・管理する附属学校について、当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置することを可能とするよう、要望。

(3) 検討の方向性等

本年4月施行の新たな地方教育行政の制度においては、大学は首長が、地方公共団体設置の学校は教育委員会が、それぞれ執行機関として引き続き所管するとともに、総合教育会議の開催等を通じて両者が一層連携して教育行政に当たることとされた。

このことも踏まえ、公立大学法人による附属学校の設置に係る課

題については、

- ① 公立大学法人の設置する公立大学の附属学校については、国立大学法人の例に準じて、その設置・管理の在り方を設計することが適当と考えられること、また、他の学校と同様、教育基本法、公職選挙法、学習指導要領等が適用されること、
- ② 公立大学法人の教職員の人事の取り扱いについては、国立大学法人の例にもみられるように、教育委員会とも協力することも考えられること

などから、国立大学法人の設置する附属学校の制度を参考として制度設計の検討を行うこととしてはどうか。

なお、公立大学法人による附属学校の設置を制度上可能とした場合でも、現在、名称において公立大学法人設置の大学の附属学校となっている地方公共団体設置の学校を、当該公立大学法人の設置する大学の附属学校として移管するかどうかは、公立大学法人及び公立大学法人の設立団体である地方公共団体の判断に委ねられることとするよう留意する。

【参考】制度設計の比較

	国立大学法人設置	地方公共団体設置
目的・役割	附属学校の性質に鑑み、①実験的・先導的な学校教育、②教育実習の実施、③大学・学部における教育に関する研究への協力に関する役割を担う	教育の機会均等を保障するとともに、教育水準の維持向上を図るため、学校教育を地域的な偏りなく継続的・安定的に提供する役割を担う
設置	国立大学法人法に基づく文部科学省令により設置	地方公共団体が条例により設置
設置者	国立大学法人	地方公共団体
教育課程	学習指導要領に基づき学校長が編成	学習指導要領に基づき学校長が編成
教科書	学校長が採択	教育委員会が採択
教職員身分	非公務員	公務員
教職員人事	国立大学法人が実施 (教育委員会とも協力)	教育委員会が実施

3. 公立大学法人による長期借入金について

(1) 現状

公立大学法人については、設立団体である地方公共団体からの長期借入金に限り、可能とされている。一方、国立大学法人は、自主的な教育研究環境の整備充実の取組を支援するため、法令で定めたものについて長期借入金ができることとされている。【参考資料4】

公立大学法人については、解散した際に、残余の債務が地方公共団体の負担となること等が課題となり、認められてこなかったものである。

なお、国立大学法人については、制度化に当たり以下のような要件が設けられている。

- ① 文部科学大臣の認可を受けることを前提とする
- ② 長期借入・債券発行の対象となる土地の取得・施設整備等を料金収入や処分収入により償還財源を賄うもの等に限定する

(2) 地方公共団体からの要望（平成27年地方分権改革提案）

兵庫県をはじめとする5団体より、公立大学法人においても、大学の自主的な教育研究環境の整備充実に取り組むことを可能とするため、公立大学法人による長期借入金を可能とするよう、要望。

(3) 検討の方向性

公立大学法人による長期借入金の課題に関しては、国立大学法人による長期借入金の制度を踏まえると、

- ① 長期借入金を行うための手続として、設立団体の長の認可を要件とする、
- ② 対象事業の範囲を大学の施設移転や学生寄宿舍等の事業収入等の償還財源を賄うことができるものに限定する

などの要件を課すことにより、対応することが可能と考えられること、また、総務省「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」においても同様の方向で検討が行われていることを踏まえ、国立大学法人による長期借入金の制度を参考に制度設計の検討を行うこととしてはどうか。

地方独立行政法人法における 「公立大学法人」制度の概要

概 要

- 地方自治体の選択により、公立大学法人による公立大学の設置が可能。〈H16〜〉
- 地方独立行政法人法において、「公立大学法人」に関する独立した章を設け、大学における教育研究の特性に配慮する特例を規定。

「公立大学法人」制度における特例の概要

「国立大学法人」の制度設計にならい、必要な特例を規定。ただし、具体的な法人の組織・運営等は、地方自治体の裁量にゆだねる弾力的な制度。

○役員任命等

- ・法人の長(理事長)＝学長 を原則とする。(ただし、地方自治体の選択で別に理事長を任命することも可能。)
- ・学長は、「選考会議」の選考に基づいて任命するなど、学長・教員の任免等について、大学の意向を尊重する手続。

○運営組織

- ・経営に関する審議機関、教育研究に関する審議機関を設置。具体的な審議事項等は地方自治体が決定。
- ・地方自治体の判断により、役員会等の設置や学外有識者の役員への積極的登用等の機動的な体制。

○中期目標

- ・中期目標の期間(6年)、項目は、国立大学法人と実質的に同様。
- ・中期目標を定めるに当たり、公立大学法人の意見を聴き、それに配慮。

○第三者評価

- ・認証評価機関の専門的な評価を踏まえ、各地方自治体に置かれる評価委員会が評価。

○役職員の身分

- ・国立大学法人と同様、「非公務員型」とし、弾力的な人事システムを実現。

○設立認可

- ・都道府県が設立する場合は、総務大臣・文部科学大臣が共同認可。

概 要

○公立大学法人数(平成27年4月現在)

- ・66法人(全86公立大学中70大学、全16公立短期大学中8短期大学が法人立)

参考条文

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第二条 学校は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。）及び私立学校法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。

2 この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。

附 則

第五条 地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人は、第二条第一項の規定にかかわらず、当分の間、大学及び高等専門学校以外の学校を設置することができない。

○地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）

（業務の範囲）

第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。

- 一 試験研究を行うこと。
- 二 大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理を行うこと。
- 三～五 （略）
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

○国立大学法人法（平成15年法律第112号）

（大学附属の学校）

第二十三条 国立大学に、文部科学省令で定めるところにより、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園又は専修学校を附属させて設置することができる。

公立大学附属学校の状況

1. 公立大学の状況

【全体】公立大学：86校、公立短期大学：16校	
【公立大学法人設置】 公立大学：70校 公立短期大学：8校	【地方公共団体設置】 公立大学：16校 公立短期大学：8校
うち <u>附属学校として位置付けられている</u> <u>地方公共団体設置の学校がある</u> 大学（下 記2.（1）参照） 公立大学：4校 公立短期大学：0校	うち <u>附属学校がある</u> 大学（下記2.（2） 参照） 公立大学：1校 公立短期大学：1校

※募集停止中の大学・短期大学は除く。

2. 「附属学校」の状況

（1）公立大学法人の設置する大学の附属学校の名称を用いている地方公共団体設置の学校（教育委員会が管理）

- ・兵庫県立大学附属高等学校
- ・兵庫県立大学附属中学校
- ・高崎経済大学附属高等学校
- ・都留文科大学附属小学校
- ・新潟県立幼稚園（県立新潟女子短期大学附属幼稚園から名称変更）

（2）法人化していない大学の附属学校（教育委員会が管理）

- ・福山市立大学附属幼稚園
- ・長野県短期大学附属幼稚園

（平成27年4月1日現在）

参考条文

○地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）
（借入金等）

第四十一条（略）

5 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行をすることができない。ただし、設立団体からの長期借入金についてはこの限りではない。

○国立大学法人法（平成15年法律第112号）
（長期借入金及び債券）

第三十三条 国立大学法人等は、政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は当該国立大学法人等の名称を冠する債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 以下（略）

○国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号）
（土地の取得等）

第八条 法第三十三条第一項の政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置（以下「土地の取得等」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 国立大学の附属病院の用に供するために行う土地の取得等
- 二 国立大学法人等の施設の移転のために行う土地の取得等
- 三 次に掲げる土地の取得であって、当該土地、施設又は設備を用いて行われる業務に係る収入をもって当該土地の取得等に係る長期借入金又は債券（法第三十三条第一項に規定する債券をいう。以下この条において同じ。）を償還することができる見込みがあるもの。
 - イ 学生の寄宿舎、職員の宿舍その他これらに類する宿泊施設の用に供するために行う土地の取得等
 - ロ 当該国立大学法人以外の者と連携による教育研究活動に係る施設の用に供するために行う土地の取得等

ハ 当該国立大学に附属して設置される飼育動物診療施設の用に供するために行う土地の取得等

四 前三号に掲げるもののほか、国立大学法人等の業務の実施に必要な土地の取得であつて、長期借入金の借入れ又は債券の発行により一括して取得することが、段階的な取得（毎年度、国から交付を受けた補助金又は交付金により段階的に当該土地の一部を取得し、当該土地のすべてを取得するまでの間、当該土地のうち既に取得した部分以外の部分の賃借に係る費用をすべて負担する方法により当該土地のすべてを取得する行為をいう。）を行う場合に比して相当程度有利と文部科学大臣が認めるもの。